船舶事故等調査報告書（軽微）

１	船舶事故	計	34 件
２	船舶インシデント	計	15 件
		合　　計	49 件

平成２３年3月２５日

運 輸 安 全 委 員 会

船舶事故等調査報告書（軽微）一覧

（函館事務所）

１　測量船ＳＮ－５沈没

（仙台事務所）

2　モーターボートＨＡＫＵＳＡＮ運航不能（機関損傷）

３　モーターボートＢＲＯＴＨＥＲ　ＳＨＩＰ転覆

（横浜事務所）

４　油送船昇興丸火災

5　漁船第十八和幸丸運航不能（機関損傷）

6　作業船第２ふじ丸起重機船ちとせ１２号運航阻害

7　漁船第八司丸運航不能（バッテリー過放電）

8　貨物船EASTERN EXPRESS座洲

（神戸事務所）

9　貨物船第五大運丸乗揚

10　遊漁船天翔丸運航不能（舵故障）

11　貨物船光辰丸衝突（岸壁）

12　貨物船第七新栄丸乗揚

13　貨物船第十八邦友丸乗揚

（広島事務所）

14　旅客フェリーさんふらわあ　ごーるど運航阻害

15　漁船幸和丸漁船第十二幸和丸漁船第八親交丸火災

16　貨物船第十八大栄丸衝突（陸上クレーン）

17　貨物船第八栄進丸乗揚

18　貨物船第三日之出丸衝突（灯浮標）

19　貨物船大航丸衝突（岸壁）

20　貨物船TAIYOUNG SKY乗揚

21　油送船SEONGHO BONANZA乗揚

22　貨物船第三福和丸座洲

23　貨物船第五旭丸乗揚

24　モーターボート第５由紀丸モーターボートコスモス衝突

25　旅客船花へんろ運航阻害

26　モーターボートポレスターⅢ衝突（かき筏）

27　漁船共榮丸転覆

28　モーターボートマコトモーターボートひつじ丸衝突

（門司事務所）

29　漁船鶴松丸漁船第８８ハンイル号衝突

30　貨物船 KANG QIANG 漁船第十八海幸丸衝突

31　貨物船第二誠光丸乗揚

32　水上オートバイＴ・Ｆ乗組員負傷

33　貨物船新生丸運航不能（機関損傷）

34　小型兼用船ニューいそかぜ運航阻害

35　旅客船きんいん１運航阻害

36　旅客船ニューじのしま運航阻害

37　貨物船誠海丸乗揚

（長崎事務所）

38　漁船第五十二昭徳丸乗揚

39　漁船第一太喜丸運航不能（機関損傷）

40　引船第二十一住吉丸起重機船第７８住吉号乗揚

41　モーターボート第一大漁丸乗揚

※下線付き番号はインシデント

42　押船ほくせい浚渫船第六十八愛夢丸衝突

43　モーターボート光安丸乗揚

（那覇事務所）

44　貨物船大船山丸乗揚

45　貨物船南西丸衝突（岸壁）

46　漁船第三寿丸運航不能（機関損傷）

47　貨物船ひろしま乗揚

48　旅客船フェリーあけぼの衝突（岸壁）

49　漁船あさいち丸乗揚

※下線付き番号はインシデント

船舶事故等調査報告書

平成２３年２月２４日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	２０１０門第１７２号
事故等種類	運航阻害
発生日時	平成２２年９月２６日　００時００分ごろ
発生場所	長崎県壱岐市壱岐島西方沖　壱岐長島灯台から真方位２９８°　１０．４海里付近 （概位　北緯３３°　４８．５′　東経１２９°　２６．７′）
事故等調査の経過	平成２２年１１月８日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	 小型兼用船　ニューいそかぜ、１６トン ２９０－５２１１１長崎、郷ノ浦町漁業協同組合
乗組員等に関する情報	機関長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	右舷主機の全シリンダライナに縦傷
事故等の経過	本船は、船長及び機関長が乗り組み、壱岐島西方沖を航行中、平成２２年９月２６日００時００分ごろ、右舷主機の冷却清水温度が上昇して煙突から黒煙が出始めたことから、同主機を停止して、左舷主機単独で大島港へ帰航した。
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　北西、風力　３、視界　良好 海象：波高　約２．０～２．５ｍ
その他の事項	主機は、間接冷却式で、主機直結冷却海水ポンプ（以下「海水ポンプ」という。）により、船底弁から吸引・加圧された海水が、潤滑油冷却器、清水冷却器等を順次冷却し、船外に排出されるようになっていた。 右舷主機は、海水ポンプのゴムインペラが破損していた。 右舷主機の清水冷却器は、海水流路がゴムインペラの破片、貝殻等で閉塞していた。 本船は、平成１１年２月に就航した以降、海水ポンプのゴムインペラが交換されていなかった。 機関取扱説明書には、１年又は２，５００時間毎に海水ポンプのゴムインペラを交換するよう記載されていた。
分析	乗組員等の関与：あり 船体・機関等の関与：あり 気象・海象の関与：なし 判明した事項の解析：本船は、壱岐島西方沖を航行中、右舷主機の海水ポンプのゴムインペラが破損して海水流量が減少したことと、清水冷却器の海水流路が閉塞したことで、同主機の冷却が阻害されたため、ピストン及びシリンダライナが過熱膨張して損傷したものと考えられる。 海水ポンプのゴムインペラは、経年劣化によ

	り、破損したものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、壱岐島西方沖を航行中、右舷主機の海水ポンプのゴムインペラが破損して海水流量が減少したことと、清水冷却器の海水流路が閉塞したことで、冷却が阻害されたため、右舷主機のピストン及びシリンダライナが過熱膨張して損傷したことにより発生したものと考えられる。